監理団体の業務の運営に関する規程

事業所名 東日本中小企業経友会事業協同組合

第1目 的

この規定は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 及びその関係法令(以下「技能実習関係法令」という。)に基づいて、本事業所において 監理事業を行うに当たって必要な事項について、規定として定めるものです。

第2 求 人

- 1 本事業所は、取扱職種:別表1,取扱地域:国内、中華人民共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国の出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習制度にかかる技能実習生の受入れに関するものに限り、本組合の組合員からの求人の申し込みについて、これを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べ著しく不適当である場合、又は団体監理型実習実施者等が労働条件等の明示をしない場合は、その申込みを受理しません。
- 2 求人の申込みは、団体監理型実習実施者等(団体監理型実習実施者又は団体監理型実習実施者になろうとする者をいう。以下同じ。)又はその代理人が直接来所されて、 所定の求人票及び所定の添付書類と共にお申込みください。直接来所できないときは、 郵便、電話、ファックス又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。
- 3 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ 書面の交付又は電子メールの使用により明示してください。ただし、紹介の実施について 緊急の必要があるため、あらかじめ書面の交付又は電子メールの使用による明示が できないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法により明示してください。

第3 求 職

- 1 本事業所は、取扱職種:別表1、取扱地域:国内・中華人民共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国の出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習制度にかかる技能実習生の受入れに関する職業紹介に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理します。ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理しません。
- 2 求職者が別表 2の国に在住の場合は、当該取次機関を経由し、所定の求職票と所定 の添付書類と共に、郵送、ファックス又は電子メールにてお申し込みください。 求職者が外国人技能実習制度に基づく団体監理型技能実習生等(団体監理型技能実 習生又は団体監理型技能実習生になろうとする者をいう。以下同じ。)求職者が直接来所され

て、所定の求職票及び所定の添付書類と共にお申し込みください。

第4紹介

- 1 求職者の方には、職業安定法第 2 条にも規定される職業選択の自由の趣旨を踏まえ、 外国人技能実習制度の範囲内において、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことが できるよう極力お世話致します。
- 2 求人者の方には、その御希望に適合する求職者を極力お世話致します。
- 3 紹介に際しては、求職者が別表 2 の国に在住の場合は当該取次機関を経由し、求職者の方に、求職者が外国人技能実習制度に基づき本邦在住の場合は直接求職者の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の雇用条件を、あらかじめ書面の交付又は希望される場合には電子メールの使用により明示します。
- 4 求職者の方を求人者に紹介する場合には、求職者が別表 2 の国在住の場合は当該取次機関と本組合にて調整の上、求職者情報閲覧及び面接等の方法により紹介を致します。 求職者の方が外国人技能実習制度に基づき本邦滞在中の場合は、本所が紹介状を発行いたしますので、その紹介状を持参して求人者へ行って頂きます。
- 5 一旦求人、求職の申込みを受けた以上、責任を持って紹介の労をとります。
- 6 本事業所は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に紹介を致しません。

第5 団体監理型技能実習の実施に関する監理

- 1 団体監理型実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせているか等、管理責任者の 指揮の下、主務省令第52条第1号イから木までに定める方法(団体監理型技能実習生が従 事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適正な方法)に よって3か月に1回以上の頻度で監査を行うほか、実習認定の取消し事由に該当する疑いが あると認めたときは、直ちに監査を行います。
- 2 第1号団体監理型技能実習に係る実習監理にあっては、監理責任者の指揮の下、1か月に1回以上の頻度で、団体監理型実習実施者が認定計画に従って団体監理型技能実習を行わせているかについて実地による確認(団体監理型技能実習生が従事する業務の性質上当該方法によることが著しく困難な場合にあっては、他の適正な方法による確認)を行うとともに、団体監理型実習実施者に対し必要な指導を行います。
- 3 技能実習を労働力の需給の調整の手段と誤認させるような方法で、団体監理型実習実施者等の勧誘又は監理事業の紹介をしません。
- 4 第一号団体監理型技能実習にあっては、認定計画に従って入国後講習を実施し、かつ、 入国後講習の期間中は、団体監理型技能実習生を業務に従事させません。
- 5 技能実習計画作成の指導に当たって、団体監理型技能実習を行わせる事業所及び団体 監理型技能実習生の宿泊施設を実地に確認するほか、主務省令第52条第8号イから八に 規定する観点から指導を行います。

- 6 技能実習生の帰国旅費(第3号技能実習の開始前の一時帰国を含む。)を負担すると ともに技能実習生が円滑に帰国できるよう必要な措置を講じます。
- 7 団体監理型技能実習生との間で認定計画と反する内容の取り決めをしません。
- 8 実習管理を行っている団体監理型技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、団体 監理型実習実施者及び団体監理型技能実習生への助言、指導その他の必要な措置を 講じます。
- 9 本事業所内に監理団体の許可証を備え付けるとともに、本事業所内の一般の閲覧に便利な場所に、本規定を提示します。
- 10 技能実習の実施が困難となった場合には、技能実習生が引き続き技能実習を行うことを 希望するものが技能実習を行うことができるよう、他の監理団体等との連絡調整等を行います。
- 11 上記のほか、技能実習関係法令に従って業務を実施します。

第6 監理責任者

- 1 本事業所の監理責任者は、野尻 大輔です。
- 2 監理責任者、以下に関する事項を統括管理します。
 - (1) 団体監理型技能実習生の受入れの準備
 - (2) 団体監理型技能実習生の技能等の習得等に関する団体監理型実習実施者への 指導及び助言並びに団体監理型実習実施者との連絡調整
 - (3) 団体監理型技能実習牛の保護
 - (4) 団体監理型実習実施者等及び団体監理型技能実習生等の個人情報の管理
 - (5) 団体監理型技能実習生の労働条件、産業安全及び労働衛生に関し、技能実習責任者との連絡調整に関すること
 - (6) 国及び地方公共団体の機関、機構その他関係機関との連絡調整

第7 監理費の徴収

- 1 監理費は、団体監理型実習実施者等へあらかじめ用途及び金額を明示した上で徴収します。
- 2 監理費(講習費)は、入国前講習に要する費用にあっては入国前講習の開始日以降に、 入国後講習に要する費用にあっては入国後講習の開始日以降に、団体監理型実習実施 者等から、監理費表に基づき申し受けます。

その額は、監理団体が実施する入国前講習及び入国後講習に要する費用(監理団体が 支出する施設使用料、講師及び通訳人への謝金、教材費、第一号団体監理型技能実習生 に支給する手当その他の実費に限る。) の額を超えない額とします。

3 監理費(監査指導費)は、団体監理型技能実習生が団体監理型実習実施者の事業所に おいて業務に従事し始めた時以降一定期間ごとに当該団体監理型実習実施者から、監理費 表に基づき申し受けます。

その額は、団体監理型技能実習生の実施に関する監理に要する費用(団体監理型実習

実施者に対する監査及び指導に要する人件費、交通費その他の実費に限る。)の額を超えない額とします。

4 監理費(その他諸経費)は、当該費用が必要となったとき以降に団体監理型実習実施者等から、監理費表に基づき申し受けます。

その額は、その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に資する費用(実費に限る。)の額を超えない額とします。

第8その他

- 1 本事業所は、技能実習に関する事業を所掌するもの、外国人技能実習機構その他関係機 関と連携を図りつつ、当該事業に係る団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習 生等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応いたします。
- 2 雇用関係が成立しましたら、団体監理型実習実施者等、団体監理型技能実習生等の両方 から本組合に対して、その報告をしてください。

また、紹介されたにもかかわらず、雇用関係を締結しなかった場合にも同様報告してください。3本書は、団体監理型実習実施者等の方又は団体監理型技能実習生等から知り得た個人的な情報は、個人情報適正管理規定に基づき、適正に取り扱います。

- 4 本事業所は、団体監理型実習実施者等又は団体監理型技能実習生等に対し、その申込みの受理、面接、指導、技能実習に関する職業紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱は一切いたしません。
- 5 本事業所の取扱職種の範囲は、職種:別表1、取扱地域:国内、中華人民共和国、フィリピン共和国、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国の出入国管理及び難民認定法に基づく外国人技能実習制度にかかる職業紹介であり、求人者は本組合員に限定するものです。
- 6 本事業所の業務の運営に関する規定は、以上のとおりでありますが、本組合の業務はすべて技能実習関係法令に基づいて運営されますので、ご不審の点は係員に詳しくおたずねください。

令和 5 年 6 月 1 日 代表者 須藤 康則

別表 1 (外国人技能実習制度)

取扱職種

耕種農業、畜産業、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、建具製作、建築大工、型枠施工、鉄筋施工、とび、石材施工、タイル張り、かわらぶき、左官、配管、熱絶縁施工、内装仕上げ施工、サッシ施工、防水工事、コンクリート圧送施工、建設機械施工、缶詰巻締、食鳥処理加工業、加熱性水産加工食品製造業、非加熱性水産加工食品製造業、パン製造、水産練り製品製造、牛豚食肉処理加工業、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、そう菜製造業、織布運転、ニット製品製造、縦編ニット生地製造、婦人子供服製造、寝具製作、紳士服製造、下着類製造、カーペット製造、帆布製品製造、布はく縫製、座席シート縫製、鋳造、ダイカスト、アルミニウム陽極酸化処理、機械加工、金属プレス、鉄工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組み立て、電気機器組立て、家具製造、プリント配線板製造、印刷、製本プラスチック成形、強化プラスチック成形、塗装、溶接、断熱工事、食品加工、工業包装、紙器・段ボール箱製造、リネン業、コンクリート製品製造、ビルクリーニング

別表 2 (外国人技能実習制度)

求職者の在住国	取次機関		
中華人民共和国	•遼寧国際技術服務有限公司		
	·江蘇五洲対外労務合作有限公司		
	·青島知行国際経済技術合作有限公司		
	·中国大連国際経済技術合作集団有限公司		
フィリピン共和国	•PHIL. ASSIST. LIFE MANPOWER CORPORATION		
ベトナム社会主義共和国	·SAIGON TEXTILE AND GARMENT EXPORT		
	IMPORT JOINT STOCK COMPANY		
	•TRACIMEXCO HUMAN RESOURCE		
	DEVELOPMENT AND INVESTMENT TRADING		
	JOINT STOCK COMPANY		
	·VIETNAM MANPOWER SUPPLY AND		
	COMMERCIAL JOINT STOCK COMPANY		
	·AU CO LABOUR RESOURCE COMPANY		
	LIMITED		
	·HUNG THINH INTERNATIONAL HUMAN HOINT		
	STOCK COMPANY		
インドネシア共和国	·LPK HARAPAN PUTERA BANDUNG		
	INDONESIA		
	·LPK MULIA MANDIRI INDONESIA		
	·LPK DUTA SAHAYA		
カンボジア王国	·BRIDGE JC CO., LTD.		
ミャンマー連邦共和国	•ANDAMAN EIGHT CO., LTD		